

ア 10-5-3-1

摂津国島下郡太田村文書（現・大阪府茨木市内）

春原源太郎・法学博士（1906～1969）の旧蔵文書である。大半が江戸中期から後期のもので、総数 142 点。

過去にある程度の整理作業が行なわれており、一部に「春原蔵書」印が押された専用の和紙封筒が用いられ、番号を付した付箋（864-1～904）が挟み込まれている。

内容から、太田村の庄屋を務めた寺川家の文書と思われ、もとは関西大学図書館所蔵・未整理近世文書一覧中、連番 59 の「摂津国島下郡太田村寺川家文書」と一体の可能性がある。

太田村は『旧高旧領取調帳』では、田安藩領分で石高 1041 石 7 斗 7 升である。田安藩は徳川御三卿の 1 つ、田安家のことで、所領 10 万石の内 13,000 石余りが摂津国にあり、西成郡南長柄村（現・大阪市北区内）に陣屋を置いていた。文書中に「長柄御役所」として登場するのが、それである。太田村は摂津国の田安領の内では最大の村で、3 つの枝郷を持っており、本村と合わせて「太田村四組」と総称していた。

文書箱の題箋に「水争ひ文書」とあるように、文書の大部分は水論関係である。とくに、現・茨木市内を南流する安威川に設けられた五社井堰の水利組合（「五社組」「五社井組」などと呼ばれる）7 か村、島下郡太田・惣持寺・中城村（以上、茨木市内）、島上郡宮田・富田・西五百住・赤大路村（以上、高槻市内）にかかわる訴訟はたびたび繰り返されている（天明 7・文政 9～12 年）。

また、上流の島下郡清坂村の新田開発に伴う引水妨害（文化 3 年）や太田村に北接する同郡安威村の一之堰の用水不足（文政 6 年）などの争論も見られる。

このほか、水利工事として、字「堂の後」の溜池普請（文政 12 年）、また、幕府から水論の裁許書・絵図を提出する旨（安永 2・天保 11 年）の御触れがあり、天保 11 年には組合村々がそれに対応していることなども、興味深い。

なお、この文書群は、島上郡柱本村文書（現・大阪府高槻市内）5 点を含む。その中には慶長元年「堤下ニ成永荒帳」の写（114 番）や享保 17 年の「地並帳」（142 番）など、比較的古く重要なものが見られる。太田村と柱本村は地理的に近いが、古書店からの購入記録が 142 番文書の中に残るので、姻戚関係などを通じて太田村寺川家に入ったものではなさそうである。

ここでは一応、太田村文書（春原旧蔵）の一部として扱い、文書群名と説明・注記欄でその存在を示した。